

CORPORATE & TAX GLOBAL UPDATE



Newsletter

October 2016

Corporate & Tax Global Update ニュースレター Vol. 3

はじめに

本 Corporate & Tax Global Update は、グローバルローファームであるベーカー・マッケンジーのネットワークを最大限に活かし、日本と世界の会社法務と税務の「今」をタイムリーにお届けしています。Vol. 3 となる本号では、買収対象企業における FCPA 違反について買収会社が不起訴処分となった米国の事案について解説する他、アジア・米州・欧州の最新情報をお届けします。本ニュースレターが会社法務と税務の分野における皆様の羅針盤となれば幸いです。

目次

アジア

- [【インドネシア】 OJK、上場会社及び公開会社の年次報告書に関する新規則を発表](#)
- [【シンガポール】 シンガポール証券取引所における議決権種類株式の上場制度の検討](#)
- [【中国】 中国における外資企業の管理制度の更なる自由化](#)

米州

- [【アメリカ】 買収した会社における贈賄行為に基づく FCPA 違反につき、買収前後の適切な対応により買収会社が不起訴とされた事案](#)
- [【カナダ】 カナダにおけるセクハラ対応法の施行](#)

欧州

- [【オランダ】 2017 年度 税制改正案を公表](#)
- [【トルコ】 新しい投資インセンティブ制度の導入](#)
- [【ドイツ】 新日独租税条約発効](#)
- [【フランス】 所得税及び法人税の減税に関する立法の提出](#)

アジア

インドネシア

OJK、上場会社及び公開会社の年次報告書に関する新規則を発表

インドネシア金融サービス庁（以下、「**OJK**」）は、上場会社及び公開会社の年次報告書に関する新たな規則を発表した。この新規則を施行するため、**OJK**は、2016年8月3日、通達第30号（SEOJK. 04/2016）（以下、「本通達」）を発している。

上場会社及び公開会社への適用

年次報告書が、取締役会及び監査役会が説明責任を果たし、投資家にとって十分な情報を提供するという機能を有していることに鑑み、**OJK**は、年次報告書の質とアクセス性を高めることを目的に、年次報告書の作成及び提出について、従来の規則にいくつかの新たな規則を加えた。新規則の下では、**OJK**は、年次報告書の提出を怠り、又は規則に違反した上場会社及び公開会社に対して、行政上の制裁を加えることが可能となった。

新規則の概要

以下、新規則及び本通達における重要な変更点について概説する。

- **監査役会報告**

上場会社及び公開会社の監査役会報告には、次の事項を記載することが求められる。

- (a) 事業戦略の実施状況に関する監督についての報告
- (b) コーポレート・ガバナンスの実施状況に関する監査役の意見
- (c) 取締役に対する助言の頻度及び態様

- **会社の概要**

会社に関する情報として、これまでの記載事項に加え、取締役及び監査役の兼職状況、監査役の略歴、株主の構成と分類等、より詳細な情報を記載することが求められる。

- **経営者による分析と検討**

年次報告書の経営者による分析と検討の項目において、本通達により、資本構成に関する説明、資本財への投資に関する一定の事項の記載が新たに求められることとなった。

- **コーポレート・ガバナンス**

本通達の下では、年次報告書において、コーポレート・ガバナンスに関する以下の要件を満たさなければならない。

- a. 従来の規制で要求されていた事項に加えて、以下のような取締役会のコーポレート・ガバナンスに関する情報を記載しなければならない。
 - i. コーポレート・ガバナンスのためのガイドライン又は規則を定めている旨の取締役会の声明

- ii. 取締役ごとの報酬に関する手続、算定の基礎、構成及び額、並びに報酬と会社の業績との間の連動性
- b. 監査役会のコーポレート・ガバナンスに関する情報には、次の事項を含まなければならない。
 - i. 監査役会の義務及び責任
 - ii. コーポレート・ガバナンスのためのガイドライン又は規則を定めている旨の監査役会による声明
 - iii. 監査役ごとの報酬に関する手続、算定の基礎、構成及び額
 - iv. 各取締役及び監査役の職務の執行の評価に関する会社の方針
 - v. 監査役会の職務を果たすために設置したその他の委員会の職務執行の評価に関する事項
- c. 委員会の構成員の兼職状況等の委員会に関する情報を記載しなければならない。
- d. 指名・報酬委員会を設置しない場合、取締役会は、次の事項を報告しなければならない。
 - i. 指名・報酬委員会を設置しない理由
 - ii. 当該会計年度における指名及び報酬に関する手続の内容

- **使用する言語**

新規則の下では、上場会社及び公開会社は、年次報告書において、少なくともインドネシア語及び英語を用いなければならない。万が一、年次報告書に用いられている複数の言語の間に齟齬がある場合には、インドネシア語が優越するとされている。

- **提出期間**

新規則の下では、インドネシア国内及び国外で有価証券を発行している上場会社及び公開会社は、会計年度の末日から4か月以内に年次報告書を提出しなければならない。なお、従前のRule X. K. 6の下では、提出期限は、外国の資本市場行政当局により定められる提出要件に従うものとされていたが、この点には変更が生じている点に留意が必要である。

- **電子報告**

上場会社及び公開会社は、OJKに対し、年次報告書のハード・コピー2部及びソフト・コピーを提出しなければならない。新規則の下では、ソフト・コピー版の提出のため、OJKの電子システムを利用できるようになる。仮に、ハード・コピーとソフト・コピーが同時に提出されなかった場合には、OJKによる受領がより早い方が、提出時間として記録される。

- **制裁**

新規則の下では、OJKは、規則に違反した者に対し、書面での警告、罰金、事業活動の制限をはじめとする一定の行政上の制裁を科すことができる。

[最初のページに戻る](#)

シンガポール

シンガポール証券取引所における議決権種類株式の上場制度の検討

シンガポール証券取引所（以下、「SGX」）は、同取引所での新規株式公開を増加させるため、議決権種類株式制度を採用する会社の上場を認める方向で検討を進めている。

一般に、議決権種類株式制度の下では、特定の株主に対してその持分割合に比例しない議決権その他の権利が付与される。かかる制度の下では、特定の株主に複数の議決権を付与することにより、当該株主が株式の保有を通じてとっている投資リスクに比して相対的に多くの議決権を与えることが出来る。

シンガポールにおいては、2016年1月にシンガポール会社法第50条が改正され、シンガポールの公開会社が、株主の同意のもとで、議決権数の異なる複数の種類株式を発行することが可能となった。これにより、SGXが議決権種類株式の上場を認める制度的な土台が整った。

2016年8月29日に発行されたSGXの上場諮問委員会の年次レポートによれば、同委員会の2016年4月4日の会合において、議決権種類株式制度に固有のリスクを軽減する企業統治上の措置がとられることを前提に、議決権種類株式制度を採用する会社の上場申請をSGXが許可することにつき大多数の賛成が得られたとのことである。同レポートは、議決権種類株式の上場制度は、高いクオリティを有する会社にとってシンガポールをより魅力的なマーケットとするだろうと述べている。

検討されている新しい上場制度の下でも、SGXへの新規上場においては一株一議決権方式が原則とされ、議決権種類株式制度を採用するためには、説得力のある理由が必要とされる見込みであり、この点は、株主の同意がない限り一株一議決権方式が原則とされる、米国やカナダなどの他の法域と同様である。

同レポートでは、会社の所有者に支配権が集中することにより、株主による経営陣の変更が困難となり経営陣が自己保身に走るリスク（Entrenchment Risk）や、少数の支配株主が他の株主を犠牲にして会社から何らかの利益を受ける利益相反のリスク（Expropriation Risk）等が指摘されており、それらのリスクを低減するため以下のような措置を講じることが推奨されている。

経営陣による自己保身のリスクに対する措置

- 複数議決権付株式と普通株式の一株における議決権数の比は、10対1までとする。
- 上場後の複数議決権付株式の発行を禁止する（複数議決権付株式と普通株式の保有割合を変化させない株主割当による発行を除く。）。既に一株一議決権方式によって株式を上場している会社については、株主が議決権種類株式制度に関するリスクを想定していないことから、議決権種類株式制度への変更を認めない。
- 複数議決権付株式の保有者に以下の事由が生じた場合、自動的に普通株式に変更される。
 - ・ 複数議決権付株式の売却又は譲渡（許可された譲受人に対するものは除く）
 - ・ 当該株主が、最高経営責任者でなくなった場合

利益相反のリスクに対する措置

- 取締役会、指名委員会、報酬委員会及び監査委員会に対して、取締役会及び各委員会の独立性に関するコーポレート・ガバナンス・コードの推奨に従うことを義務化する。
- 社外取締役を選任する投票においては、複数議決権付株式の議決権を一議決権に制限する。

シンガポールの法制度は、積極的な投資家文化が存在し、少数株主保護が比較的強固な米国等の法制度には及ばない面もあり、シンガポールにおける議決権種類株式の上場は、一定のリスクを生じさせる可能性がある。それらのリスクを適切に管理する必要があり、適切な規制を講じた上で導入すれば、シンガポールでの新規上場をより促進することができ、また、投資家により多くの選択肢を提供することができることになると期待される。SGX は今後、コンサルテーションペーパーを公表し、パブリック・レビュー及びパブリック・コメントの手续に付す予定である。

[最初のページに戻る](#)

中国

中国における外資企業の管理制度の更なる自由化

2016年9月3日、全国人民代表大会の常務委員会は、中国外資企業法を含む4法の改正を決定した（以下、「本決定」）。当該改正は、2016年10月1日から施行されている。本決定により、参入につき特別の管理措置に服さない産業における、外商投資企業（以下、「FIE」）の設立及び変更の管理のための登録制度（以下、「本登録制度」）が、全国に導入される。

同日、商務部（以下、「MOFCOM」）が外商投資企業の設立及び変更の登録の管理に関する暫定措置（以下、「本措置」）の草案を公表した。2016年10月1日を施行日とする本措置では、上海、広東、天津及び福建の4つの自由貿易試験区（以下、「FTZ」）において導入されている制度と同様、「参入について特別の管理措置に服する産業」は、原則的にネガティブリスト（以下、「ネガティブリスト」）に列挙されているものを指すことになる。本決定と本措置は、中国全土におけるFIEの管理制度の更なる緩和姿勢を示している。

市場参入許可の撤廃

本措置は、現在FTZにおいて導入されている登録制度の、全国での導入を意図するものである。FTZでは、ネガティブリストに掲載された制限産業に対する外資の参入のみが、MOFCOM及びその地方機関による審査及び許可制度の対象となっている。

ネガティブリストは、本措置の正式な公表と同時に発布されることが予定されていたが、現時点では発布されておらず、外商投資産業指導目録が適用されている。ネガティブリストは、外商投資産業指導目録に優先することとなり、現在FTZで導入されている外資参入ネガティブリストに類似するものとなることが予想される。

報告及び登録制度

本措置では、MOFCOM（又はFTZにおけるMOFCOMに相当する機関）の地方機関（以下、「商務当局」）が、本登録制度の管理を管轄する。

(a) FIE の新設

本登録制度の下では、外国投資家は、事業許可の発行に先立ち、FIE の設立を報告し登録することができるが、事業許可発行の後に、FIE が商務当局にかかる登録を申請することも可能とされる。このように、本措置は、これまでの FIE 設立にかかる許可と登録の 2 段階の制度に、大幅な変更を加えている。しかしながら、現在の FTZ 内における FIE 設立の実務を踏まえると、地方の産業商務管理当局は、商務当局への登録の終了後に事業許可を発行するという運用のみを認める可能性もあり、今後の実務に注目する必要がある。

(b) FIE に関する変更

本措置では、商号、登録所在地、企業の種類、期間、業種、事業種類、事業の範囲、登録資本金、総投資額、組織、代表者、最終支配者などの会社の基本情報の変更をはじめとする FIE に関する一定の重大な変更があった場合、その変更後 30 日以内に商務当局に報告及び登録することが求められている。

(c) 登録書類及び登録手続

登録手続の全過程は、オンラインで完了するとされ、必要書類も簡素化されている。商務当局は、提出された書類の完全性及び正確性を確認の上、本登録制度において登録可能な事項か否かを確認するにとどまる。登録は、当該書類一式の受領から 3 営業日以内に完了する予定とされている。

もともと、FTZ における FIE の変更手続においては、オンラインでの申請に加えて、オンラインの申請フォームを印刷し、それに署名し、署名済みのフォームを再提出することが当局から求められている。本登録制度においても、追加情報や書類の提出が求められ、登録完了までに 3 営業日以上かかる可能性も否定出来ない。

本登録制度においては、新たに FIE の「最終支配者」に関する情報の開示と、FIE の株主に関する情報の開示が求められることとなった。企業体の「最終支配者」は、以下を含む：

- (i) 当該企業体の 50%以上の株式又は議決権を保有する者
- (ii) 当該企業体の 50%未満の株式又は議決権しか保有していないが、当該企業体の決議に重大な影響を与えるのに十分な数の議決権を保有している者
- (iii) 上記のほか、当該企業体の運営、人事、財務及び技術的事項に重大な影響を与える者

これらの新たな開示は、外国投資家の負担を増大させることになると考えられる。特に、外国投資家がプライベートエクイティファンドや上場企業等である場合には、「最終支配者」の判断が難しくなる可能性もあり、この点は今後の課題となると思われる。

本措置の意義

外国投資法の公布が行われていない状況において、本措置は、全国レベルでの FIE の管理の更なる自由化に向けた大きな一歩といえる。

外国投資家は、中国における FIE に関連する取引を再確認し、この新しい制度において、現状の取引関係書類について何らかの変更が必要とならないか確認すべきである。また、新制度の地方における導入における不確実性に備え、登録に際しては十分な時間と体制を確保しておく必要がある。

[最初のページに戻る](#)

米州

アメリカ

買収した会社における贈賄行為に基づく FCPA 違反につき、買収前後の適切な対応により買収会社が不起訴とされた事案

米国証券取引委員会（以下、「SEC」）は、2015年11月の米国司法省（以下、「DOJ」）による不起訴処分につき、会社にFCPA上の責任が認められることが明確であるFCPA違反について、当該行為を行った元従業員に制裁を課す一方で、同従業員が所属していたHarris Corporationを不起訴とした。過去に、モルガン・スタンレーの元従業員がFCPA違反で訴追された一方で、モルガン・スタンレー自身は不起訴処分となったという事案があったが、当該事案は、元従業員が不正に個人的な利益を得るために行った取引に関わる贈賄であり、Harris社のケースとは事案を異にする。本件は、純粋なFCPA違反事例において、多国籍企業が完全に訴追を免れた事実上最初のケースであるといえる。100万米ドルの賄賂を支払った元従業員に制裁を課す一方で、Harris社を不起訴処分とすることにより、当局は、有効なコンプライアンス・プログラムを有し、自発的な開示、実質的な協力をした企業が、現実に関与を享受することを示すことで、これまでの説明を具体的な行動で表した。加えて、Harris社に対する不起訴処分は、たとえ買収者の総収益に占める割合が低い会社の買収であっても、当該買収者がFCPA上の重大な責任を問われる可能性があること、並びに効果的な腐敗防止デューデリジェンス及びクロージング後の統合作業が、当該FCPA上の責任を問われる可能性を大幅に軽減させることを示している。なお、本件では、ペーカー&マッケンジーがHarris社を代理している。

事案の概要

本件の調査は、Harris社の2011年4月のCareFx Corporationの買収に起因する。CareFx社は、中国の保健当局及び病院に電子患者医療記録ソフトウェアを開発し販売する事業を行う完全子会社（以下、「CareFx China」）を中国に有していた。CareFx Chinaの事業は小規模で、CareFx Chinaの2012年の年間総収益は約140万米ドルであり、これはHarris社の連結総収益の0.1%を下回るものであった。

SECは、CareFx Chinaの会長兼CEOであったHarris社の元従業員（以下、「当該現地従業員」）が、買収後、CareFx Chinaをして、中国の保健当局の公務員に、20万米ドルから100万米ドルの不適切な贈与をさせ、当該CareFx Chinaとの契約において960万米ドルの利益を得た、と主張した。

Harris社は、クロージング後の統合作業において当該行為を発見し、内部調査を実施の上で、2012年8月DOJ及びSECに対して自発的に開示を行った。かかる開示の後の2012年9月、Harris社は、CareFx Chinaの販売事業をすべて終了した。

2015年11月30日、DOJは、Harris社の訴追を見送った旨判断したことを発表した。2016年9月12日、SECは、Harris社を不起訴とした旨発表し、同日、当該現地従業員に対して行政命令を発した。当該命令において、当該現地従業員は、自らがFCPAの腐敗防止条項に違反したこと、Harris社の帳簿に不正確な情報をもたらしたこと、Harris社の内部統制を故意に潜脱したことを認めた。当該現地従業員は、4万6000米ドルの民事上の罰金を支払うことに合意した。

SECは、Harris社はCareFx Chinaの買収に先立つデューデリジェンス、クロージング後のCareFx Chinaの統合、自発的な開示、改善及び協力の結果

として、今回の不起訴処分という結果を享受できた旨述べている。特に、以下の点が指摘されている。

- 買収前のデューデリジェンスを実施する Harris 社の能力には限界があったものの、Harris 社の弁護士は、CareFx China における贈賄行為について当該現地従業員にインタビューを実施しており、当該現地従業員からは贈賄に関する開示を受けていなかった。
- Harris 社は、買収後、中国のスタッフの教育、Harris 社の内部会計統制システムへの子会社の統合に向け、迅速で有意義なステップを踏んだ。匿名の告発ホットラインの導入を含む Harris 社の買収後の方策の結果、Harris 社は買収後 5 か月以内に、子会社における不正行為を発見した。
- Harris 社は、自ら迅速に報告を行い、徹底した改善策をとるとともに当該現地従業員に対する制裁につながる模範的な協力を提供した。

DOJ 及び SEC は、強固なコンプライアンスプログラムを有し、自発的な開示及び協力により不正行為の申し立てに対して対応する会社に対して恩恵を与えると説明してきたが、かかる説明には、これまで疑問も呈されていた。Harris 社の不起訴処分により、当局は実際の事例により前記の説明を支持したかたちとなった。Harris 社が今回の状況において不起訴処分となった事実は、今後の事案における自発的な開示を行うか否かの検討に大きな影響を与えると考えられる。

また、今回の Harris 社の不起訴処分は、有効なコンプライアンスプログラムが現実的な価値をもつことを意味するといえる。Harris 社は強固なプログラムを有していたが、100 万米ドルの贈賄行為を防ぐことはできなかった。当局が、会社が強固なコンプライアンスプログラムを有している場合にさえ重大な不正行為が発生する可能性があることを理解し、また、コンプライアンスプログラム及び会社の不正行為への対応に基づき不起訴処分としたという事実は、すべてのコンプライアンス担当者にとって、心強いニュースである。

不起訴処分とするにあたり、SEC は Harris 社のコンプライアンスプログラムがどのように今回の結果を導いたかを強調した。最も特筆すべきは、Harris 社の買収前デューデリジェンス及びクロージング後の統合作業である。CareFx China は、当該買収案件のごく小さな部分に過ぎなかったが、Harris 社はそれにもかかわらず当該現地従業員へのインタビューを含む実効性のあるデューデリジェンスを行い、クロージング後直ちに、社員教育を行い、CareFx China を自社のシステムに統合した。このような努力が、DOJ の決定及び SEC による Harris 社の不起訴処分に寄与したことは言うまでもない。

Harris 社の不起訴処分は、コンプライアンス担当者、並びにコンプライアンスの実行及び協力に関して享受できる利益について当局の明確な姿勢を求めている者にとって、良い知らせである。

[最初のページに戻る](#)

カナダ

カナダにおけるセクハラ対応法の施行

セクハラ対応法の施行と同法上必要とされる対応

カナダのオンタリオ州において、2016 年 9 月 8 日に、職業安全衛生法を改正する、性的暴力及びハラスメントに関する対応法（被害者補助及び性的暴力及びハラスメントへの対応）（法案第 132 号）（以下、「セクハラ対応法」）が施行された。セクハラ対応法の施行により、使用者は、職場でのハラスメ

ントに対応するための包括的な方針、プログラム、及び調査手続を導入することが必要となる。また、セクハラ対応法は、従来の「職場でのハラスメント」の定義を拡大し、「職場でのセクシャル・ハラスメント」も当該定義に含まれることとなった。

オンタリオ州のほとんどの使用者は、セクハラ対応法により、その職場でのハラスメントに関する方針及びプログラムの再考が必要となる。対応が未了の使用者は、以下の事項を迅速に実施することが望まれる。

1. 従業員の福利厚生に関する担当者又は委員会が存在する場合、それらと協議し、職場でのハラスメントに関する既存の方針及びプログラムにつき、「職場でのセクシャル・ハラスメント」に関する規定を明確に設け、適切な調査が実施されるよう確保するなど、改正後の職業安全衛生法の要求を満たすよう修正すること
2. 職場でのハラスメントに関する十分な情報及び指示が、新規及び既存の労働者に対して確実に提供されるようにすること
3. 最低でも年に一度、当該方針及びプログラムを見直すためのスケジュールを設定すること

今後、使用者がセクハラ対応法を遵守していることを確認するため、労働省が使用者に対して調査を実施することが予想される。セクハラ対応法への対応を行っていないことが判明した使用者は、同法の違反につき、相当額の罰金の支払いを含む罰則により責任を問われる可能性がある。

ハラスメント事案への対応

上記のとおり、セクハラ対応法は、使用者に対して包括的な方針及びプログラムを持つことに加え、ハラスメントの申立て及び事案に対応するための調査についての詳細な手続を持つことが求められる。調査については、セクハラ対応法を遵守した調査を実施するため、適切な手順に則ることが必要となるだけでなく、ハラスメントの事実が存在する場合には、適切な是正措置を採る必要がある。適切な是正措置を採らなければ、使用者は、人権保護関連法制により、又は民事訴訟において、法的責任を問われる可能性があり、また、リпутーション上のリスクにもつながり得ることに留意が必要である。

使用者は、職場におけるハラスメントを防止し、労働者からの申立てに対応するため、積極的に措置を講じることが期待される。申立てに対しては、適切な調査を実施することにより迅速かつ効率的に対応することが重要となる。

[最初のページに戻る](#)

欧州

オランダ

2017年度 税制改正案を公表

9月20日、オランダ政府は2017年の税制改正案（オランダ税法の改正）を含む政府予算案を発表した。政府は、この2017年の税制改正案を議会での審議を経て最終化するが、審議の過程で一部変更が加えられる可能性がある。なお多くの改正案は2017年1月1日に施行される見込みである。2017年改正案には、多くの法律改正案（法案）が含まれるが以下はその抜粋である。

1. 法人税—20%の段階税率が適用される所得の拡大

現行法では、20万ユーロまでの法人所得には20%の法人税、20万ユーロを超える法人所得には25%の法人税が課されている。法案では、2017年から4年間にわたって、この内20%の段階税率が適用される所得を20万ユーロから35万ユーロまで増加する予定である。具体的には、2018年には20万ユーロから25万ユーロへ、2020年には25万ユーロから30万ユーロへ、2021年には30万ユーロから35万ユーロへとそれぞれ増加する予定である。

2. 法人税—支払利息の損金算入制限規則の改正

税源浸食対抗するための支払利息の損金算入制限

現行法では、負債が「汚れた負債」の要件に該当すれば、原則として支払利息費用は損金不算入となる。関連者である個人もしくは法人からの借入であり、例えば借入金がオランダ納税者の子会社の取得や出資に利用される場合には「汚れた負債」に該当することとなり、1/3以上の直接、間接の出資関係を有する個人や法人が関連者と定義されている。

法案では、この関連者の定義が拡大されている。新しい定義に基づけば、例えば借入金がオランダ納税者の子会社の取得や出資を利用される場合、1/3未満でも協調してオランダ納税者に対して貸付を行う者は関連者として取り扱われる。新しい定義は、プライベートエクイティ及びジョイントベンチャーストラクチャーに対抗することを狙いとしている。

支払利息の損金算入制限

オランダの対象会社を買収する際には持株会社形態を活用することが一般的である。そのような買収では一部資金に借入金を用いることが多く、その後買収持株会社は、対象会社と連結納税体を構成、又は対象会社と統合することで、買収のための借入に係る支払利息を対象会社の所得と相殺することが可能である。しかしながら、連結納税体もしくは統合会社の負債資本比率が対象会社の買収価額の60%を超過する場合には、支払利息の損益算入が制限される。以後、この割合は2年目には60%から55%へ、3年目には50%へと毎年5%ずつ低下し、最終的には買収価額の25%まで低減される。

法案では支払利息の損益算入制限に以下の改正が加えられる。

- (i) 買収借入金が対象会社に引き継がれる際のデット・プッシュ・ダウンへの対抗策
- (ii) 買収価額の60%に引き戻すための関連者間取引への対抗策
- (iii) 異なる親会社が支配する新たな連結納税体を買収持株会社を含める場合の既存の借入金に対する grandfathering ルール（移行規定）の非適用

3. 法人税—イノベーションボックス制度の改正

現行のイノベーション・ボックス制度では、適格知的財産（政府から認定を受けたR&D活動の成果により創出された特許等の知的財産）からの所得に対しては、5%の名目税率の恩恵を受けることが可能である。OECD BEPS プロジェクトの行動5においては、修正ネクサスアプローチと知的財産に対する特別な枠組みに対するその他改正が導入されている。

法案ではオランダのイノベーション・ボックス制度はBEPS 行動5に沿って改正される。提案の枠組みでは、納税者は認定を得た特別なR&D活動を源泉とする知的財産にのみイノベーション・ボックスの適用をすることができることとなる。追加的な要件として、50百万ユーロ以上の全世界売上高、及び、

単年で認定を受けた知的財産からの総収入を少なくとも 7.5 百万ユーロ有する法人であることが必要となる。さらに提案の枠組みでは、以下の 2 点が盛り込まれている。

1. 関連者に委託される R&D 活動に係る費用は非適格費用となり、イノベーションボックスの恩恵が制限される。
2. オランダの納税者は、適用されるイノベーション・ボックスの要件を満たしていることを年次報告の情報に含める必要がある。

なお、2021 年 7 月までの移行期間においては、2016 年 6 月 30 日以前にオランダ政府から研究開発の認定を受けて開発された適格知的財産には既存のイノベーション・ボックス制度が適用可能とされている。

[最初のページに戻る](#)

トルコ

新しい投資インセンティブ制度の導入

トルコ国会は「プロジェクトベースの投資支援並びに一定の法律及び政令の改正に関する法律」（法律番号 6745）（以下、「新法」）の成立を決議し、新法は 2016 年 9 月 7 日に官報に公布され、施行された。新法はプロジェクトベースで投資に対するインセンティブを与えることにより、トルコ経済を活性化させ、クーデター未遂等により生じた経済への悪影響を払拭し、トルコへの投資を促進することをその狙いとするものである。

新法の概要

新法の下では、閣僚会議は、経済省の支持を受け、かつ、以下の条件に合致するプロジェクト投資に対して税制上の優遇、支援及び助成金を与える権限を有する。

- i. 国家開発計画及び年次計画に定められたトルコの目標に合致し、トルコの現在及び将来のニーズに対応するもの
- ii. 供給の安全の保障を確実にするもの
- iii. 外国への依存性を減少させるもの
- iv. 技術的進歩をもたらすもの
- v. 革新的、研究開発集約的、かつ高付加価値であるもの

閣僚会議は、資格を満たす投資プロジェクトに対して以下の便益を与える決定を行うことができる。

- ① 投資証書に記載された投資に関し、100%を上限とする法人税減免及び 200%を上限とする投資支援、又は投資開始から 10 年間を上限として投資から得られた利益のみを対象とする免税
- ② 投資が公有不動産上でなされる場合における、49 年間の地役権又は使用権の無償付与
- ③ 投資が完了し、予定された雇用が最低 5 年間維持された場合における、投資家の要求に基づく上記②記載の公有不動産の無償譲渡
- ④ 関税免除
- ⑤ 源泉所得税に関する支援

- ⑥ 10年間の社会保障費（雇用者負担分）に関する支援
- ⑦ 最大10年間の、50%を上限とするエネルギー消費支出の補填
- ⑧ 最大10年間の、固定投資額の調達のためのローンに係る利息等の支援
- ⑨ 最大5年間の、投資にとって重要性の高い適格従業員に関する最低月額賃金の20倍を上限とする給与支援
- ⑩ 閣僚会議によって期間及び量が決定される、当該投資プロジェクトによる製品の購入保証
- ⑪ 他の法律によって課される許認可、義務、登録その他制限的条項の免除
- ⑫ プロジェクトに必要なインフラ投資の実行
- ⑬ 10年以内の投資家による買戻し又はIPOによる売却を条件とした、49%を上限とする国による株式保有

プロジェクト投資が適切に完了しない場合、法人税減税、免税及び源泉所得税への支援により適時に徴収出来ないすべての税金は、遅延利息を付して（但し追徴税は課されずに）徴収されることになる。その他付与されたインセンティブは、公有資産の回収に関する法律に従って取り戻されることとなる。プロジェクト投資が譲渡された場合、新法に定める条件を満たしている場合には、譲渡を受けた会社は同様の便益を享受することが可能である。

トルコへのプロジェクト投資を検討する日本企業は、新法により与えられる投資インセンティブの内容をよく吟味し、自社の投資にこれら投資インセンティブを有効に利用できるかどうかを検討することが必要であると思われる。

[最初のページに戻る](#)

ドイツ

新日独租税条約発効

2016年9月28日、日独両政府の間で「所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とドイツ連邦共和国との間の協定」（以下、「新日独租税条約」又は「新条約」）を発効させるために必要な相互の通知が完了したことが財務省から発表された。これにより新条約は2016年10月28日に発効し、2017年1月1日から適用される。

- 課税上の取扱いが両国で異なる事業体（第1条）

いずれかの締約国の税法において全部又は一部が課税上存在しないものとして取り扱われる団体等の所得は、その締約国の居住者の所得と取り扱われる場合に限りにおいて、その締約国の居住者の所得とみなすとする規定が導入された。

- 事業所得（第7条）

Authorized OECD Approach（以下「AOA」）を導入し、外国法人・非居住者の支店等（恒久的施設）に帰属する事業利得に対する課税について、本支店間の内部取引に関してその内部取引が独立起業間価格で行われたものとして恒久的施設に帰属する利得を計算する規定に改正された。国内法でも同様に、外国法人に対する課税原則について、平成26年度税制改正によりAOAに基づく規定に改正が行われている。

- 配当、利子、使用料（第 10 条、第 11 条、第 12 条）

下記の通り、源泉地国における課税がさらに軽減又は免除される。

	旧条約		新条約	
配当	日本法人からの 配当 持株割合 25%以上 保有期間 12 ヶ月 以上	10%	持株割合 25%以上 保有期間 18 ヶ月 以上	免税
	その他	15%	持株割合 10%以上 保有期間 6 ヶ月以上	5%
	その他		その他	15%
利子	国債等の利子	免税	免税	
	その他	10%		
使用料	10%		免税	

- 譲渡収益（第 13 条）

資産の価値の 50%以上が他方の締約国内に存在する不動産により直接又は間接に構成される法人の株式の譲渡による譲渡収益について、当該他方の締約国の課税権を認めることになった。

- 特典を受ける権利（第 21 条）

本条第 1 項から第 7 項まではいわゆる特典制限規定、第 8 項はいわゆる主要目的テスト規定、第 9 項は国内法令上の濫用防止規定との関係について規定している。

特典制限規定では、特典を受ける権利を有するかどうかについて、一方の締約国の居住者が適格者に該当すること、適格者に該当しない場合には、派生的受益基準又は事業活動基準を満たすことを要件とする。これらのいずれの要件も満たさない場合で、権限のある当局による認定を受けたときは、特典を受けることが出来る。

主要目的テスト規定では、関連する事実及び状況を考慮して、特典を受けることが取引の主目的の一つであったなどと判断される場合には、特典は認められない。

- 仲裁手続の導入（第 24 条）

一方の締約国が他方の締約国に相互協議の申立てをした日から 2 年以内に合意に達することが出来ない場合において、納税者が要請するときは、仲裁に付託されるとする仲裁手続に関する規定が導入された。

- その他

両国が租税債権の徴収につき相互に支援を行うことに関する規定（第 26 条）や源泉課税に関する手続規則（第 27 条）が導入された。

[最初のページに戻る](#)

フランス

所得税及び法人税の減税に関する立法の提出

2014年、フランス政府は公金支出並びに所得税及び法人税の引き下げを図るため、「責任及び結束に関する協約」(the Pact of Responsibility and Solidarity)を実行した。フランス政府はこの計画をさらに推進するため、2016年9月9日、所得税及び法人税の減税に係る追加措置を発表した。

2016年9月28日、フランス政府は2017年度の財政法案を公開し、当該法案は議会に提出された。今後数週間かけて討議が行われる予定である。その後、当該法案に対する修正案やその他の措置が追加される可能性がある。

所得税の引き下げ

現在、フランスにおける個人の所得税は、0%から45%までの割合で段階的に課税がなされることとなっている。

新法案の骨子としては、以下のいずれかの要件を満たす個人の所得税を20%減税するというものだ。

- 独身でありかつ年間所得が20,500ユーロ以下であること
- 合計年間所得が41,000ユーロ以下である夫婦（但し子どもがいる場合には子ども1人当たり300ユーロずつ上限が加算される）

これにより約500万世帯以上がこの減税措置の恩恵を受けることとなり、1世帯あたりの年間課税負担は約200ユーロ減少すると見られている。

使用者の所得税源泉徴収義務（使用者に対する新たな義務）

2018年1月1日から、納税義務者の使用者が個人の所得税を源泉徴収した上で代わりに支払う方式に変更される（但し、個人事業主等一定の場合を除く）。源泉徴収税率は、前年の確定申告の額を基準とし、また使用者との協議を経た上で、課税庁によって決定される見通しである。なお、自らの所得税率を秘匿しておきたいと考える納税者は、使用者に対してニュートラル・レート（給料額に基づく定率）での源泉徴収をするよう申請することが認められる予定となっている。

法人税の引き下げ

フランスにおける現行の法人税は33.33%であるが、今後段階的に28%まで引き下げられる。

2017年からは、総売上高が5,000万ユーロ以下の中小企業の最初の75,000ユーロ相当の課税対象利益について、法人税率が33.33%から28%に引き下げられる。

2020年までには、規模や利益額に関わらず全ての会社に本減税措置の適用が拡大される。2018年には、全ての会社の最初の50万ユーロ相当の課税対象所得について28%の税率が適用される。2019年には、総売上高が10億ユーロを超えない会社の全ての課税対象所得について28%の税率が適用される（但し連結納税グループに関する基準については今のところ発表されていない）。2020年には、総売上高が10億ユーロを超える会社も含め、全ての法人の課税対象所得について28%の税率が適用される。

なお、現在でも総売上高が763万ユーロを超えない会社については最初の38,120ユーロについて15%の税率が適用されることになっているが、この措置はそのまま存続する見込みである。

www.bakermckenzie.co.jp

本ニュースレターに

関するお問い合わせ先

global.update@bakermckenzie.com

ベーカー&マッケンジー
法律事務所（外国法共同事業）

〒106-0032
東京都港区六本木 1-9-10
アークヒルズ仙石山
森タワー28F
Tel 03 6271 9900
Fax 03 5549 7720
www.bakermckenzie.co.jp

競争力強化・雇用促進税額控除（CICE）の強化

CICE（フランス進出企業の競争力を強化する目的のもと労働コストを削減する制度。会社が年間に支払った賃金額を基準とする一定額の税額控除が認められている。なお、考慮される賃金額は最低賃金額の2.5倍以内。）における控除額は現在6%であるが、2017年にはこれが7%に引き上げられ、控除額の拡大が予定されている。

インパトリエーション

優遇インパトリエーション措置（外国人労働者の給与のうちフランス国内への異動に要した費用等の一定額について所得税を免除する措置）は現在、5年間の適用が認められているが、2016年7月6日以降フランスで労働を開始した納税者については、8年間の適用が認められる予定となっている。

また、被用者のレベルで個人所得税が免除された報酬については、使用者のレベルでの賃金税（taxe sur les salaires）も免除される見込みである。

[最初のページに戻る](#)

©2016 Baker & McKenzie. ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）はスイス法上の組織体であるベーカー&マッケンジー インターナショナルのメンバーファームです。ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）及びベーカー&マッケンジー インターナショナルのその他のメンバーファームは、日本においては弁護士法人ベーカー&マッケンジー法律事務所を通じて業務を提供します。専門的知識に基づくサービスを提供する組織体において共通して使用されている用語例に従い、「パートナー」とは、法律事務所におけるパートナーである者またはこれと同等の者を指します。同じく、「オフィス」とは、かかるいずれかの法律事務所のオフィスを指します。

本資料に含まれている情報及びデータは一般的な情報であり、当事務所の法的アドバイスや意見を提供するものではありません。法律及び税務に関わる参考情報や対策については本資料のみに依拠すべきでなく、本資料の受信者は必要に応じ別途弁護士のアドバイスを受けなければなりません。